

すべての人に医療を受ける権利があります

# 国民健康保険料を だれもが納められる額に引き下げてください

京都市長 様

国保料引き下げ署名・実行委員会

連絡先・事務局 京都社会保障推進協議会 気付 中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都 (内)  
(☎ 075-801-2526 FAX 075-811-6170)

市民は今、大変きびしい生活を強いられています。とりわけ、国民健康保険に加入する中小業者、年金者、労働者の多くは、所得が低いうえに税金や医療費などの重い負担がのしかかり、大変苦しいところに追い込まれています。

いま、市民の負担の中で、大きな比重を占めているのが国民健康保険料です。「高すぎて納めきれない」「国保料を納めたら生活できない」これが市民の声です。また、国保料を納めきれない人が、資格証明書や短期保険証を交付され、給付や減免適用で差別的な扱いを受けていますが、憲法第25条は「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めています。

国保料をだれもが納められる額に引き下げ、だれもが安心して医療を受けられる国保運営で、市民の命と健康を守ることは、京都市に求められている緊急の課題です。

以下の事項を切に要望します。



## < 要望事項 >

- (1) 国民健康保険料を、だれもが納められる額に引き下げてください。
- (2) 国保料引き下げのため、市民と一緒にあって国の負担の増額を求めてください。
- (3) 国保料を納めきれない人から、保険証を取り上げないでください。

氏 名	住 所

<取り扱い団体>